証券コード　2345
2026年12月2日

株　主　各　位

東京都港区南青山二丁目12番1号
株　式　会　社　Ｈ　０　Ｄ　Ｌ　１
代　表　取　締　役　田　原　弘　貴

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト
　　https://hodl1.jp/info/ir/l173/

　また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　　東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日の出席に代えて、議決権行使書またはインターネットにより事前に議決権を行使することができます。
　お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、2026年12月16日（水）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
［インターネット等による議決権行使の場合］
　３頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」及び４頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1.	日　　時	2026年12月17日（木）午後2時（受付開始　午後1時30分）
2.	場　　所	東京都港区芝五丁目36番４号 札の辻スクエア11F 港区立産業振興センター 小ホール
3.	目的事項	
	決議事項	第１号議案　第三者割当による当社普通株式の発行の件 第２号議案　第三者割当による第18回新株予約権発行の件

以　上

～～～

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合

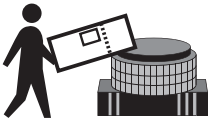

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年12月17日(木曜日)
午後2時[受付開始：午後1時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合

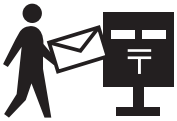

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年12月16日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月16日(水曜日)
午後6時まで

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作などでご不明な点がありましたら、右記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027　受付時間：午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限　2026年12月16日(水曜日)午後6時まで

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。

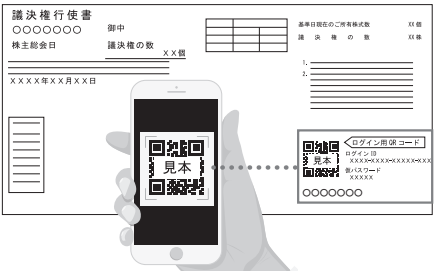

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

(1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第三者割当による当社普通株式の発行の件

会社法第199条第２項及び第３項並びに第201条第１項の規定に基づき、下記要領により第三者割当の方法による当社普通株式（以下「本新株式」）を発行することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な金額をもって募集株式を発行することを必要とする理由

（１）資金調達の目的

当社は、2025年２月、旧経営陣の下で連結子会社の株式が譲渡され、当該子会社を含む子会社６社が連結の範囲から除外されたことにより、既存事業のほぼ全てと資産の大部分を失いました。同年４月の経営体制刷新以降、事業の再建を進めておりますが、既存事業の収益や内部留保から再建に必要な資金を確保することはできず、継続企業の前提に関する注記が付されているほか、手元資金も減少しております。

当社は、経営基盤の維持・強化、AIインフラ事業（GPUサーバー及び計算資源の利用サービスの仕入・販売）の立上げ及び営業・導入支援、並びにオンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証に係る資金を確保するとともに、坂元政弘氏による事業再建への支援並びに古川鵬程氏による引受け及び同氏が日本における営業を統括するSuperX Industries株式会社との業務提携を通じて、当社単独では接することが難しかった顧客基盤及び事業機会を得るため、本新株式を発行するものであります。詳細は、2026年11月24日付「第三者割当により発行される新株式及び第18回新株予約権の募集並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「本開示」）の「２．募集の目的及び理由」をご参照ください。

（２）第三者割当を選択した理由

当社は、公募増資、株主割当増資、ライツ・イシュー、金融機関からの借入れ及び社債の発行についても、調達の確実性、所要期間、費用及び返済負担を比較検討しましたが、当社の財務状況及び必要資金の受領時期を踏まえると、これらの方法のみで必要額を確保することは困難であると判断いたしました。金融機関からも、借入れ及び社債による調達は難しいとの回答を受けております。また、2026年６月後半以降、複数の事業会社及び投資家と協議を重ねましたが、新株式による出資の意向を示した先はわずかであり、その中にも、当社の事業成長に資する事業連携が見込めない先や、市場価格から50％以上の割引を求める先がありました。こうした協議を経て、当社は、資金の提供に加え事業連携を通じて事業機会をもたらす今回の割当予定先を選定いたしました。詳細は、本開示の「２．募集の目的及び理由」及び「６．割当予定先の選定理由等」をご参照ください。

（３）払込金額を特に有利な金額とすることが必要な理由

当社は、有利発行によらない条件での資金調達の可能性も含めて、払込金額を検討してまいりました。しかしながら、当社は2021年10月期以降、2022年10月期を除き損失を計上していること、継続企業の前提に関する注記が付されていること、当社株価が大きく変動していること、並びに流出した子会社及び資産の回復を求める訴訟の結果が不確実であることから、割当予定先は相応の投資リスクを負うこととなります。当社は、割当予定先にこれらの状況を説明した上で、ディスカウント率をできる限り抑えるよう協議を重ねた結果、取締役会決議日（2026年11月24日）の前営業日までの直前３か月間における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値から30％ディスカウントした金額（円未満切上げ）である１株当たり69円とすることで合意いたしました。算定期間を３か月としたのは、短期間の株価変動の影響を緩和し、一定期間にわたる市場評価を反映するためであります。

本新株式の発行を実施できない場合には、事業の再建に必要な資金を確保できず、当社の事業継続に重大な影響が生じるおそれがあります。当社は、ディスカウントによる既存株主の皆様への影響を認識した上で、必要資金の確保、事業再建の継続及び業務提携を通じた収益機会の拡大を総合的に勘案し、本新株式を上記の払込金額で発行することが必要であると判断いたしました。当該払込金額は会社法上の「特に有利な金額」に該当するため、本議案について本株主総会の特別決議による承認をお願いするものであります。詳細は、本開示の「５．発行条件等の合理性」をご参照ください。

２．募集要項

項目	内容
（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　13,768,100株
（２）募集株式の払込金額	１株につき金69円
（３）払込金額の総額	金949,998,900円
（４）増加する資本金の額	金474,999,450円
（５）増加する資本準備金の額	金474,999,450円
（６）募集方法	第三者割当の方法による （一般募集は行わない）
（７）割当予定先	坂元政弘氏（2,173,900株） 古川鵬程氏（11,594,200株）
（８）払込期日	2026年12月25日

（９）払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社　本店営業部

上記に定めるもののほか、本新株式の発行に関し必要な事項の決定は、代表取締役に一任するものとします。

本新株式の発行は、本議案が本株主総会において承認可決されること、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、割当予定先との間での本新株式に係る総数引受契約の締結並びに第16回新株予約権（160,000個のうち120,000個）及び第17回新株予約権（60,000個すべて）の取得及び消却の効力が生じることを条件とします。

第２号議案　第三者割当による第18回新株予約権発行の件

会社法第238条第２項及び第３項並びに第240条第１項の規定に基づき、下記要領により第三者割当の方法による第18回新株予約権（以下「本新株予約権」）を発行することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な金額をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

（１）資金調達の目的及び本新株予約権を選択した理由

本新株予約権は、第１号議案「１.」に記載の目的のもと、AIインフラ事業の取扱規模の拡大に伴う仕入代金の立替え等、行使及び受注の進捗に応じた追加の事業資金を確保するために発行するものであります。全額を新株式で調達する場合には事業開始段階で全額に対応する希薄化が生じ、必要の都度新たな第三者割当を行う場合には必要な時期に調達できないおそれがあることから、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせる方法を選択いたしました。

（２）払込金額を特に有利な金額とすることが必要な理由

当社が2026年５月に発行した第16回及び第17回新株予約権は、行使価額が発行後の株価を上回って推移したため行使されず、当社は行使による資金を受領できませんでした。当社は、行使の確実性を高めることを重視し、本新株予約権の行使価額を本新株式の払込金額と同じ１株当たり69円といたしました。

また、本新株予約権の発行価額については、割当予定先の引受金額が一定の下で発行価額を評価額に近づけた場合、行使により当社が受領する資金が減少することから、当社は行使を通じた資金の確保を優先し、新株予約権１個につき69円といたしました。この結果、発行価額は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社によるモンテカルロ・シミュレーションを用いた評価額を大きく下回り、既存株主の皆様に経済的な影響が生じることを認識しております。

当社は、事業の再構築に伴う不確実性及び割当予定先が負担する投資リスクを踏まえ、割当予定先による引受け及び権利行使を通じた追加資金の調達を促すためには、払込金額を特に有利な金額とすることが必要であると判断いたしました。ただし、本新株予約権の行使による資金調達は、株価や割当予定先の判断等に左右され、確実に行われるものではありません。本新株予約権の発行は会社法上の有利発行に該当するため、本議案について本株主総会の特別決議による承認をお願いするものであります。詳細は、本開示の「５．発行条件等の合理性」をご参照ください。

２．新株予約権の発行要領

本新株予約権の内容は、別紙「株式会社HODL1第18回新株予約権の内容」のとおりであり、その概要は以下のとおりであります。

項目	内容
（１）名称	第18回新株予約権
（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　20,806,300株（新株予約権１個につき目的株式100株）
（３）発行する新株予約権の総数	208,063個
（４）新株予約権の払込金額	新株予約権１個につき金69円（発行価額の総額　金14,356,347円）
（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	１株につき金69円
（６）新株予約権を行使することができる期間	2026年12月26日から2029年12月25日まで
（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１を資本金とし（１円未満切上げ）、残額を資本準備金とする。
（８）新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
（９）行使価額の修正	市場株価の変動のみを理由とする修正は行わない（株式分割等所定の事由による調整あり）

（10）自己新株予約権の取得	次の場合、残存する本新株予約権の全部を１個当たり払込金額と同額で取得する。 ①2027年６月23日以降、取締役会決議及び取得日の20取引日前までの通知により取得できる ②当社が消滅会社となる合併又は完全子会社となる株式交換・株式移転を株主総会で承認した場合（効力発生日前に取得） ③当社株式が監理・特別注意・整理銘柄に指定され、又は上場廃止が決定した場合（その２週間後に取得）
（11）募集方法	第三者割当の方法による（割当予定先との間で締結する本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」）の締結による）
（12）割当予定先	坂元政弘氏（121,968個） 古川鵬程氏（86,095個）
（13）割当日	2026年12月25日
（14）払込期日	2026年12月25日

上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、代表取締役に一任するものとします。

本新株予約権の発行は、本議案が本株主総会において承認可決されること、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、割当予定先との間での本買取契約の締結並びに第16回新株予約権（160,000個のうち120,000個）及び第17回新株予約権（60,000個すべて）の取得及び消却の効力が生じることを条件とします。

大規模な第三者割当に関する必要性及び相当性（有価証券上場規程第432条に基づく株主の意思確認事項）

本第三者割当（本新株式及び本新株予約権の発行）による希薄化率は、2026年10月20日現在の総議決権数185,696個を基準として186.19%（本新株式及び本新株予約権の目的となる株式数の合計34,574,400株、議決権数345,744個）となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条が定める25%以上の希薄化基準に該当します。同条に基づき、当社は、経営者から一定程度独立した者による第三者委員会の意見入手に代えて、本株主総会における株主の皆様の意思確認（第１号議案及び第２号議案の承認）をもって必要性及び相当性をご確認いただく方法を選択しております。

１．必要性

既存事業の収益改善までの経営管理体制の維持・強化費用を確保するとともに、AIインフラ事業を立ち上げ、オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証を進めるための事業資金を確保するため、取締役会は本第三者割当が必要かつ合理的であると判断しております。

２．相当性

本新株式により払込時点の資金を確保し、本新株予約権により行使及び受注の進捗に応じた追加投資資金を確保する組み合わせとすることで、払込時点の希薄化を抑制しつつ、その後の事業拡大に応じた追加調達を図ることができます。

公募増資・株主割当増資等の他の資金調達方法についても比較検討した結果、調達の確実性、所要期間、費用及び既存株主への影響を踏まえ、本第三者割当が合理的と判断いたしました。

発行価格は、直前３か月間の東京証券取引所における終値単純平均値から30％ディスカウントした金額（円未満切上げ）である１株69円とし、割当予定先との協議により決定いたしました。

３．既存株主への影響

本第三者割当の希薄化率は186.19％であり、本新株予約権が全て行使された場合、既存株主の議決権割合は大きく低下します（既存議決権185,696個が本新株予約権の全部行使後の総議決権531,440個に占める割合は34.94％）。本新株式は中長期保有目的、本新株予約権は純投資目的で引き受けられ、保有期間に関する契約上の制限（ロックアップ等）は設けられていないため、将来の株式売却により市場価格に影響が生じる可能性があります。

取締役会は、以上の希薄化の影響と、資金調達の必要性及び事業連携を通じた企業価値向上の可能性とを比較衡量した上で、本第三者割当が相当であると判断しております。

割当予定先の状況（参考記載）

氏名	概要	引受予定額 （本新株式＋本新株予約権）	当社との関係
坂元政弘氏	株式会社a'gil代表取締役 既存株主 （個人名義689,000株保有）	本新株式 149,999,100円 （2,173,900株） 本新株予約権発行価額8,415,792円 全行使時 841,579,200円 （121,968個） 合計約10億円	経営及びガバナンス改善に関する助言を提供。不動産分野の知見及び関係先との接点をAIインフラ案件形成に活用予定。同氏が代表取締役を務める株式会社a'gilは、当社普通株式862,000株及び第17回新株予約権25,000個（第１号議案及び第２号議案の条件として取得・消却予定）を保有。
古川鵬程氏	SuperX Industries株式会社 DCインフラ開発部 GPUサーバー販売 日本統括営業部長 株式会社大鵬 代表取締役	本新株式 799,999,800円 （11,594,200株） 本新株予約権発行価額 5,940,555円 全行使時 594,055,500円 （86,095個） 合計約14億円	SuperX Industriesの計算資源に関する技術・サービス及び供給体制を活用した事業連携を予定。

本新株式の全数の払込みが行われた場合、古川鵬程氏が新たに主要株主である筆頭株主となります（異動日2026年12月25日）。坂元政弘氏は払込時点の議決権割合が8.85％であり、払込時点では主要株主に該当しません。本新株予約権の全数行使後、坂元政弘氏の議決権割合は28.34％となる見込みです（株式会社a'gil保有分と合算した場合、払込後11.52％、全数行使後29.96％。ただし、この合算表示は会社法上の特定引受人又は東証規則上の支配株主への該当性を判定するものではありません）。

以上

（別紙）株式会社HODL1第18回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	１．目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式20,806,300株とする(本新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第２項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は本欄第２項による調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 ２．目的となる株式の数の調整 (1) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。 $A_1 = A_0 \times R$ A_1：調整後割当株式数、A_0：調整前割当株式数、R：株式分割等の比率。 (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第４項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」第２項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 $A1 = \frac{A0 \times P_0}{P1}$ A_1：調整後割当株式数、A_0：調整前割当株式数、P_0：調整前行使価額、P_1：調整後行使価額。 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第４項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

	(3) 本項第(1)号及び前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。 (4) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第４項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。 (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第４項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	１．本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本欄第２項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 ２．本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、69円とする。ただし、行使価額は、本欄第４項に従い調整される。 ３．行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。

	４．行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $$P_1 = P_0 \times \frac{N + \frac{n \times p}{V}}{N + n}$$ P_1：調整後行使価額、P_0：調整前行使価額、N：既発行普通株式数、n：交付普通株式数、p：１株当たりの払込金額、V：時価。 「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

	(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。 ① 行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの及びストック・オプション制度に基づき交付された新株予約権を含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。 ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

	③　取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、ストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等の発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

	④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。 ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合 (ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

	(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。 ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。 この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

	$Q = \frac{(P_0 - P_1) \times S}{P1}$ Q：交付すべき株式数、P_0：調整前行使価額、P_1：調整後行使価額、S：当該期間内交付株式数。 当該期間内交付株式数とは、調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数をいう。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。 ② 時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。 ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。

	④　本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。 (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ①　株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②　その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,449,991,047円 (注)　全ての第18回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額である。第18回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第18回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第18回新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格 第18回新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る第18回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求により交付する株式数で除した額とする。 ２．第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第18回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を、増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年12月26日から2029年12月25日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社HODL1　管理本部 東京都港区南青山二丁目12番１号 ２．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社　本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 行使は新株予約権１個単位で行うものとし、１個の一部を行使することはできませんが、保有する全個数を一度に行使する必要はありません。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2027年６月23日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。 (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。 (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止が決定した場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日(株式会社証券保管振替機構(「機構」という。)の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第１項第６号に基づく新株予約権の内容としての譲渡制限は設けません。本新株予約権については、第三者への譲渡に当社取締役会の事前承認を要すること、譲受人に本買取契約上の地位及び権利義務を承継させることを契約条件とする旨を、各割当予定先と合意しました。譲渡を承認する場合には、譲渡先の実態、払込原資、保有方針及び反社会的勢力との関係の有無を確認し、必要な開示を行います。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について当社株主総会で承認決議した場合には、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従い、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本新株予約権の全部を１個当たり払込金額と同額で取得することとしております。

（注）１．第18回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第18回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第18回新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額を現金にて、同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 第18回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、第18回新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額が当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

２．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律その他の関係法令に基づき、第18回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

３．新株予約権証券の発行

当社は、第18回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

４．第18回新株予約権自体の振替制度の利用

第18回新株予約権については、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とはせず、株式会社証券保管振替機構の振替制度を利用しないものとします。

株主総会会場ご案内図

［会　　場］：東京都港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア11F
港区立産業振興センター 小ホール

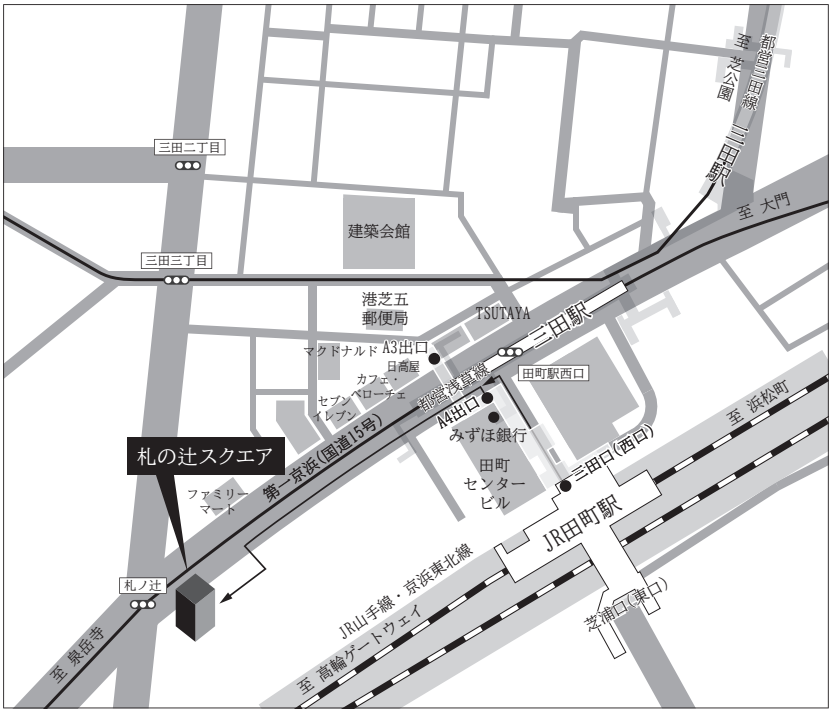

［交　　通］

JR山手線・京浜東北線
都営地下鉄 三田線・浅草線

田町駅　三田口（西口）から徒歩4分
三田駅　A4出口から徒歩3分
または
三田駅　A3出口から徒歩4分